

佐用町平福地区景観形成重点区域の指定

兵庫県では、優れた景観を創造・保全するため、「景観の形成等に関する条例」に基づいて景観形成地区を指定し、中でも、特に優れた景観を有する区域を景観形成重点区域として指定しています。

このたび、佐用町平福地区において地元住民との合意等が整ったため、令和5年12月27日に兵庫県景観審議会（会長：八木雅夫）に諮問し、適当である旨の答申を得ました。

これを受け、本日、同地区を「景観形成重点区域」に指定し、令和6年4月1日から施行することとします。

今後は、景観形成支援事業（窓口：公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター）による支援を行いながら、建築物、工作物、屋外に設置する自動販売機等について、伝統的な様式等の保全に重点を置いた景観形成重点基準に基づく景観誘導を行い、地区の顔となる優れた景観の形成を図ります。

1 区域の概要 【別添資料1】

佐用町平福地区は、佐用川沿いの川座敷や土蔵群の川端景観、旧因幡街道沿いの播州系や作州系の意匠を有する町家が混在する景観が特徴となっています。昭和58年に佐用町が歴史的環境保存条例を制定し、地域と行政が町並み保存・継承に取り組んでおり、平成23年3月には県が景観の形成等に関する条例に基づく歴史的景観形成地区に指定し、優れた景観の形成を図ってきました。

特に、佐用川に架かる天神橋周辺では、景観形成重要建造物に指定されている「瓜生原二郎住宅」「瓜生原恒男住宅」「前川家住宅」などが建ち並び、それらが川面に映る特徴的な景観を展望することができます。このため、天神橋を優れた景観を展望できる地点（景観展望地点）とし、そこから見える範囲を景観形成重点区域として指定することにより、県民等が訪れたいと思う地区の顔づくりの推進に取り組みます。

2 景観形成重点区域の名称

佐用町平福地区

3 景観形成重点区域の区域 【別添資料2】

佐用郡佐用町平福の一部

4 景観形成重点基準 【別添資料3】

景観形成重点区域内の建築物、工作物、自動販売機に係る伝統的な様式等の保全に重点を置いた景観の形成に必要な基準を定めます。

5 景観の創造・保全を図るための支援 【別添資料4】

景観形成重点基準に適合させるために行う建築物等の修景について、一定の要件を満たす場合、景観形成支援事業により工事費等に対する助成内容を拡充します。

6 その他

施行日以降、同区域内において、建築物等の新築や外観の変更等を行う場合や屋外に自動販売機を設置する場合は、あらかじめ知事への届出が必要となります。

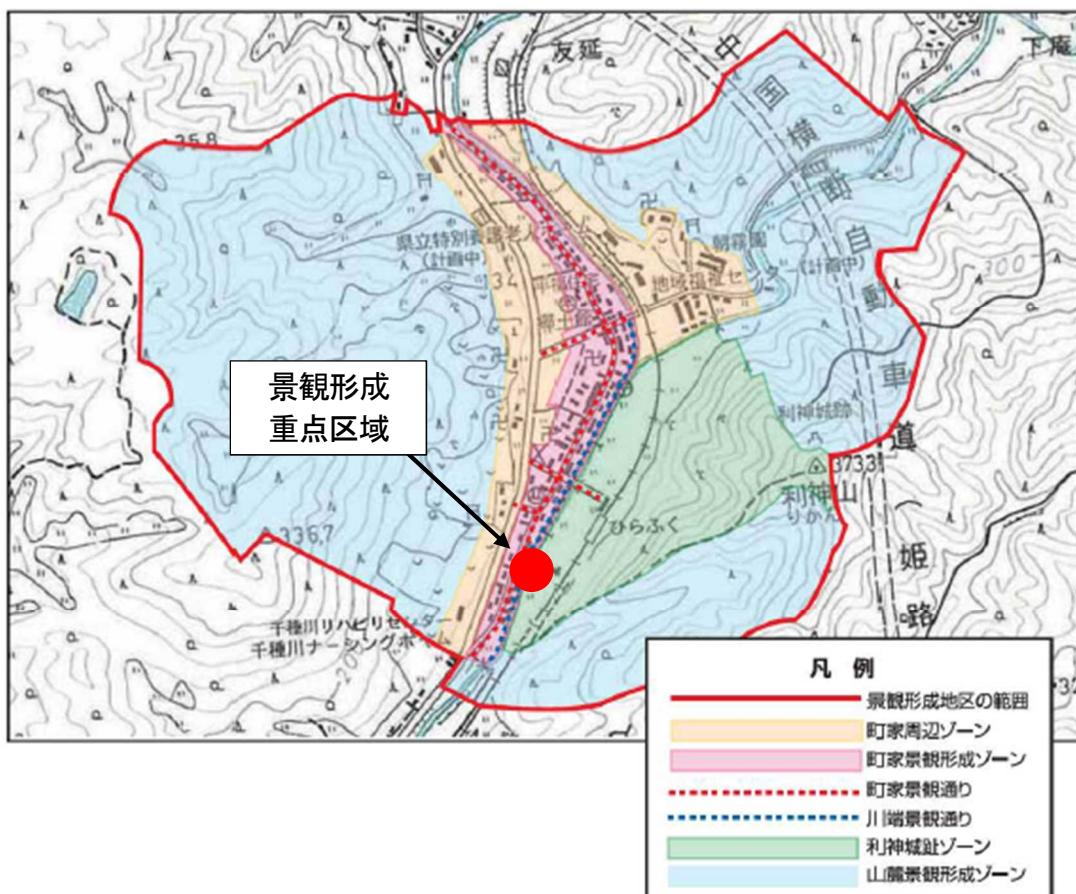
区域の概要



佐用町平福地区景観形成重点区域図



(参考) 佐用町平福地区歴史的景観形成地区区域図



景観形成重点基準

(1) 建築物等に関する基準

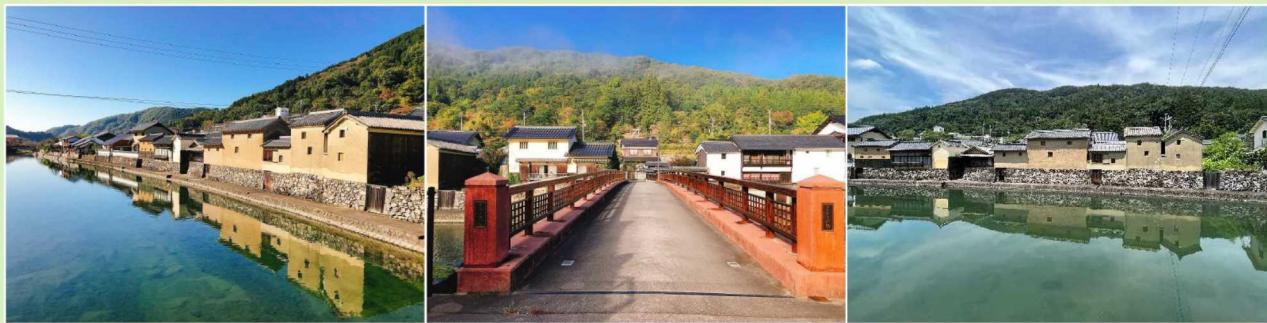
項目	建築物の基準（注）	工作物の基準
重点区域全域	・「佐用町平福地区景観形成地区景観形成基準」で定める町家修景指針を基調とした意匠とし、伝統的な意匠を保存する。	・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「佐用町平福地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根」の基準に準じる。
	・通りに面する壁面の位置は、隣接する建物の壁面に揃える。	
	・階数は2階以下とする。	
	・1階腰部分は板張りとし、上部は漆喰塗りとする。 ・通りから妻壁が見える場合は、焼き板張り、漆喰塗りとする。 ・ただし、現況が土壁の部分はその仕上げを優先する。	
	・建具は木製とする。	
	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた材料、色彩とする。	
	・空調機は、景観展望地点から見えない位置に設置する。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、景観展望地点から見えない位置に設置する。	
	・景観展望地点から見える位置に掲出物は設置しない。	
景観見える展望地点から見る建築物等	・佐用川に水面に映る川座敷と土蔵群の景観を維持する。	
	・佐用川に面する壁面の位置は、石垣及び隣接する建物の壁面に揃える。 ・門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないようにする。	
	・土壁、板張り、漆喰塗りとする。	
	・野面積みの石垣が残る箇所はその保存及び維持管理を行う。	

注 表に定めのない基準については、佐用町平福地区歴史的景観形成地区の景観形成基準に準じる。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。
意匠	・企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。
その他	・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料、色彩の囲いや覆いを設けるなど修景を図る。

景観形成重点区域の指定による地区の顔づくり



■景観形成重点区域とは

「景観形成地区」の中でも、特に優れた景観が見える場所を「景観展望地点」として、そこから見える範囲を「景観形成重点区域」とすることで地区の顔となる景観の保全・継承を図ります。

■景観形成重点区域に指定されると

①届出手続

従来の景観形成地区と同様に、次のような行為をするときは届出が必要です。

- ①建築物等の新築、改築、増築、移転、修繕、模様替え、色彩または意匠の変更、除却
- ②自動販売機の設置
- ③広告物等の表示、設置

②景観上のルール(景観形成重点基準)

従来の景観形成地区で定めている景観形成基準と比べて、より伝統的な様式等の保全に重点を置いた景観形成重点基準を守る必要があります。

③支援メニューの拡充

景観形成地区 助成率：1／3 助成限度額：330万円

→景観形成重点区域 助成率：1／2 助成限度額：500万円

助成対象経費（所有者等が執行するもの）	助成率	助成限度額（万円）
1 基本設計費、実施設計費及び工事監理費		90
2 建築物の新築、改築、増築、修繕に伴う外観の修景に係る工事費		
3 門、塀の新設、改修、増設又は修繕に伴う外観の修景に係る工事費	1/2	500
4 その他、景観形成において必要と認められる、外観の修景に係る工事費		

【お問い合わせ先】

制度に関すること：兵庫県まちづくり部都市政策課 景観まちづくり班 078-362-9299

支援に関すること：（公財）兵庫県まちづくり技術センター 078-367-1260